

監査の結果により講じた措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、神奈川県教育委員会教育長から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、その内容を公表する。

令和5年4月14日

神奈川県監査委員 村上英嗣
 同 吉川知恵子
 同 中家華江
 同 堀江則之
 同 小島健一

1 措置の対象となった監査の結果

令和4年11月8日神奈川県監査委員公表第25号で公表した不適切事項又は要改善事項のうち教育委員会分（既報告の8か所を除く。）58か所に係る74事項

2 監査の結果及び講じた措置の内容

本庁機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
行政部財務課	令和4年8月1日（令和4年6月2日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 ストレスチェック助言指導者等派遣業務委託ほか1件（単価契約、支払額計4,641,065円）について、再度入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p> <p>2 令和3年度職員PCR検査業務委託契約（単価契約、支払額1,223,200円）について、平成20年3月28日付け会計局総務課長通知に反し、予定価格が100万円を超える随意契約であったにもかかわらず、契約結果を公表していなかった。</p> <p>3 県立学校等自家用電気工作</p>	<p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 ストレスチェック助言指導者等派遣業務委託ほか1件については、入札に係る関係規定の認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解向上を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 令和3年度職員PCR検査業務委託契約については、随意契約における結果公表の手続についての認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解向上を図るとともに、複数の職員によるチェック体制を徹底することにより再発防止に取</p>

		<p>物保安業務委託契約2件（契約額計9,877,890円）について、再度公告入札の不調による随意契約の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。</p> <p>4 県立学校等自家用電気工作物保安業務委託契約（契約額5,940,000円）の締結に当たり、契約日を令和3年4月13日以降の日とすべきところ、同月1日としていた。</p>	<p>り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>3 県立学校等自家用電気工作物保安業務委託契約2件を一者随意契約としたことについては、入札に係る関係規定の認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、関係規定の理解向上を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>4 県立学校等自家用電気工作物保安業務委託契約の契約日の誤りについては、複数の職員によるチェック体制が整っていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、複数の職員によるチェック体制を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
指導部高校教育課	令和4年8月1日（令和4年6月7日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>予算の執行において、デジタル化対応産業教育装置整備事業により整備する実習設備機器16点について、機器購入代計110,806,993円と合わせて、「（節）役務費」として執行されるべき保守点検料計28,414,540円（保守期間4年から10年まで）を令和3年度予算の「（節）備品購入費」として県立高等学校11校に再配当していた。</p> <p>これにより、当該11校において、保守点検料を誤った節で執行していた。さらに当該保守点検料は前金払できる経費ではないにもかかわらず、機器の購入と合わせて複数年分を前金で支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、機器購入の内容や執行方法に関して誤った認識をしていたこと及び執行方法のチェック体制が不十分であったことによるものであり、複数年分の前金払を行った保守点検料については、確実な履行を担保するため、原契約に明示されていない事項を補完した覚書の締結に向けた調整を行っている。</p> <p>今後は、このようなことがないように、調達検討段階で所属及び学校双方で仕様書案等が財務規則等に沿っているかの確認などを行うことでチェック体制を強化することなどにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

指導部保健体育課	令和4年8月1日（令和4年6月8日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、令和2年度喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育研修講座に係る講師への謝礼金1件、34,000円について、事業実施後速やかに支払うべきところ、著しく遅延した令和3年9月に支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、担当者に当該事務を一任し、複数の職員で確認し合う体制がなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、事業担当者は、謝礼金の支払が必要となる研修や会議等の開催が決定次第、歳出予算執行依頼票を起票し財務課へ提出し、研修や会議等の開催伺いを課内で回議した者は、事業担当者に対し謝礼金の歳出予算執行依頼票の起票を促し、また、会計管理システムで支出未済一覧を確認し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
支援部子ども教育支援課	令和4年8月1日（令和4年6月10日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、令和3年度「地域部活動推進事業及び地域文化倶楽部(仮称)創設支援事業」委託業務契約（精算額554,066円）の締結に当たり、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を締結する権限が知事から委任されていないにもかかわらず、教育委員会教育長名で契約を締結していた。</p>	<p>不適切事項については、契約事務担当者の職務権限に対する認識不足や所属の確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を締結する権限が知事から委任されていないことを契約事務担当者に対して定期的に周知するとともに、予算執行担当者による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適切な事務執行に努める。</p>
支援部特別支援教育課	令和4年8月1日及び同年9月7日（令和4年6月13日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 平塚盲学校・平塚ろう学校スクールバス運行業務委託契約（契約額9,619,500円）について、事前公募の対象となる専門的知識、経験、特殊な技術等を有することが必要不可欠な業務であるとは認めら</p>	<p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 平塚盲学校・平塚ろう学校スクールバス運行業務委託契約については、事前公募方式の要件の認識が教育局として誤っていたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことが</p>

		<p>れないため、競争入札を実施すべきところ、事前公募を行い、所属が予定していた事業者と一者随意契約を締結していた。</p> <p>2 特別支援学校が締結するスクールバス運行業務委託契約のうち車両の償却期間が満了したものについて、事前公募方式により受注者を決定するよう、当該業務を実施する各特別支援学校に通知していた。これにより、平塚養護学校など特別支援学校13校におけるスクールバス運行業務委託契約17件（契約額計189,437,258円）に係る受注者の選定に当たり、当該業務が専門的知識等を有することが必要不可欠な業務であるとは認められないにもかかわらず、各学校が事前公募を行い、予定していた事業者と一者随意契約を締結していた。</p>	<p>ないよう、令和4年9月20日にスクールバス運行委託契約を行っている特別支援学校に対し、行政部財務課と連名で不適切事項の周知を行うとともに、一般競争入札を行うよう通知した。また、新たな執行方法を実施する際には、執行方法について、教育局として会計局に確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 特別支援学校が締結するスクールバス運行業務委託契約については、事前公募方式の要件の認識が教育局として誤っていたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、令和4年9月20日にスクールバス運行委託契約を行っている特別支援学校に対し、行政部財務課と連名で不適切事項の周知を行うとともに、一般競争入札を行うよう通知した。また、新たな執行方法を実施する際には、執行方法について、教育局として会計局に確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
--	--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

出先機関で認められた不適切事項

監査実施箇所名	監査実施日	監査の結果	措置の内容
神奈川県教育委員会教育局学校事務センター	令和4年6月28日（令和4年5月16日から同月18日まで職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、令和3年度分NHK放送受信料1件、13,650円について、支払期限までに支払を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、執行伺いの決裁から口座振替期日まで約1か月の期間があったことから担当者が手続を失念したこと及び所属としてのチェック体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、執行日から支払日まで日が空く場合には進行管理表に目立つ印を付ける対策を施すと</p>

			ともに、管理監督者を含めた所属全体で定期的に進行状況を確認するなど、組織的な進行管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立歴史博物館	令和4年6月14日（令和4年2月17日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、博物館情報システム機器の賃貸借契約（契約額6,210,600円）について、債務負担行為としての議会の議決を経ることなく、年度を超えて契約を締結していた。	不適切事項については、契約事務の理解が十分でなく、長期継続契約に該当するものと誤認したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約事務に関する留意点を所属内で共有し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立鶴見総合高等学校	令和4年8月17日（令和4年5月16日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、シュレッダー修理代ほか1件（支払額計117,550円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。 2 物品管理事務において、リース期間の満了に伴い事業者から無償譲渡を受けたエアコン52台（価格計5,200円）について、物品取得手続が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、履行確認に関する記録の作成を適切に行っているかの確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、当該事案を校内に周知するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 物品管理事務については、当該物品の登録価格が消耗品であったこともあり、物品取得手続が必要との認識が欠如していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、同規則に定められた物品管理事務に係る手続を校内に周知することで所属の物品管理に係る理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

神奈川県立神奈川総合高等学校	令和4年8月1日（令和4年5月24日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和2年度文化芸術教育支援事業に係る講師謝礼金（1名分、160,000円）について、履行確認後速やかに支払うべきところ、著しく遅延した令和3年11月に支払っていた。	不適切事項については、教職員間の意思の疎通が図られなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行状況確認表を作成し、管理職を含めた複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横浜平沼高等学校	令和4年7月8日（令和4年5月16日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、機密文書シュレディング代1件、88,000円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、担当者の支払期限に対する認識誤り及び所属のチェック体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、担当者、決裁者及び出納員が支払期日を確認しその期日の近いものに関しては担当者から決裁者、出納員へ重ねて処理期日を確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横浜立野高等学校	令和4年8月18日（令和4年5月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、一般廃棄物収集運搬料（4月分）ほか22件（単価契約、支払額計156,356円）並びに全国普通科高等学校長会総会・研究協議会参加費及び資料費1件、6,000円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。	不適切事項については、履行確認に対する認識が不十分であり、職場でのチェック体制も脆弱であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、会計局作成の「会計事務のチェックポイント」等に基づき複数の職員による確認体制を強化するとともに、定期的に会計局発出通知の確認を行うことや、職員全員が積極的に会計実務の向上を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横浜清陵高等学校	令和4年8月19日（令和4年5月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、全国普通科高等学校長会総会・研究協議会参加費等ほか1件、（契約額計457,000円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。	不適切事項については、所属としての確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

神奈川県立永谷高等学校	令和4年8月19日（令和4年5月23日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、廃液・廃薬品の収集、運搬及び処理委託業務代1件、47,146円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていないかった。	不適切事項については、複数職員による確認をしていたにもかかわらず、履行確認に関する記録の作成等が行われていないことを見過ごしたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、決裁過程において履行確認に関する記録の作成等が行われていることを、複数の職員でチェックする体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立保土ヶ谷高等学校	令和4年8月9日（令和4年5月16日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、令和2年度に44名の生徒から貸与の申出があったことから、貸与を希望する生徒の状況を改めて確認することなく、令和3年度も同程度の枚数が必要だとして40枚を調達したところ、19枚が全く利用されないまま、オンライン授業の終了に伴い解約されていた。これにより、利用実績がない通信SIMカードについて、初回登録手数料62,700円並びに令和3年9月分及び同年10月分の使用料135,641円、計198,341円を支払っていた。	不適切事項については、通信SIMカードの利用状況等についての校内における情報共有と調達枚数の検討が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、校内のICTシステムの一層の活用を進め、情報共有を促進することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立二俣川看護福祉高等学校	令和4年7月14日（令和4年4月19日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝金等に係る所得税及び復興特別所得税1件、6,832円について、法定納期限内に納付を行っていないかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横浜氷取沢高等学校	令和4年8月8日（令和4年5月23日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和3年5月分産業医報酬（1名分、60,000円）及び定期健康診断補助員手当（2名分、10,640円）について、神奈川県立学校産業医委嘱要綱等に定められた期限	不適切事項については、神奈川県立学校産業医委嘱要綱等の認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、事務室全体で同要綱等

		までに支払を行っていなかった。	の理解の向上を図るとともに、各種支払期限については引継ぎ・申送りの重点事項とするとともに、定期健康診断業務全体を記した進行表を用いて、所要事務の実施状況を把握・確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立金沢総合高等学校	令和4年6月30日（令和4年5月23日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税2件、10,350円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、支払進行管理表等により関係職員全員が進行管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立港北高等学校	令和4年6月30日（令和4年5月24日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼等に係る所得税及び復興特別所得税1件、5,012円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、担当者の認識不足及び進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行状況確認表により、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立岸根高等学校	令和4年6月28日（令和4年5月24日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料1件、210円について、調定が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、担当者が支線柱1本が存在するところ、支線1条が存在すると思い込み、令和3年度財産台帳価格の改定及び許可・貸付けの取扱いについて（通知）を誤認したこと及び複数職員による確認体制が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定などについて、複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立市ヶ尾高等学校	令和4年8月17日（令和4年5月24日職員調査）	（不適切事項） 1 支出事務において、令和2年度文化芸術教育支援事業に係る講師謝金1件、216,560円について、支払が事業実施後3月を超えて遅れていた。 2 契約事務において、令和2	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことが

		<p>年度文化芸術教育支援事業に係る講師謝金1件、216,560円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。</p>	<p>ないよう、講師等謝金支払管理表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、所属内の連絡体制が整えられていなかったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、事業の完了確認を関係職員間で徹底し、管理職が講師謝礼金等の会計処理の進捗状況を確認するとともに、講師等謝金管理表に基づき、神奈川県財務規則に定める履行確認の手続を事業実施後、速やかに行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立荏田高等学校	令和4年7月5日（令和4年5月24日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>財産管理事務において、第一種電話柱1本及び支線1条に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和3年8月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額96,170円のうち45,300円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。</p>	<p>不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、管理する財産について定期的に確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立新栄高等学校	令和4年9月9日（令和4年5月24日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、データSIM通信料（4月分）ほか11件（支払額計77,880円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていない。</p>	<p>不適切事項については、履行確認の認識が不足していたことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による履行確認記録若しくは執行伺いへの記載の有無の確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立上矢部高等学校	令和4年6月16日（令和4年4月19日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、消防用設備機器点検料（後期）1件、157,630円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っ</p>	<p>不適切事項については、契約書類のチェックが不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

		ていなかった。	
神奈川県立金井高等学校	令和4年1月18日及び同年7月29日（令和3年12月9日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>契約事務において、次のとおり誤りがあった。</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、5名の生徒から貸与の申出があったことに対し、予備が2枚必要だとして7枚を調達したところ、当該2枚については全く利用されないまま、オンライン授業の終了に伴い解約されていた。これにより、利用実績がない通信SIMカードについて、初回登録手数料6,600円並びに令和3年9月分及び同年10月分の使用料22,066円、計28,666円を支払っていた。</p> <p>2 機械警備業務委託契約（長期継続契約、契約総額2,218,632円）について、校舎耐震工事に伴い、警備対象範囲を変更していたにもかかわらず、契約を変更していなかった。</p>	<p>不適切事項の契約事務については、次のとおり措置した。</p> <p>1 予備として調達した通信SIMカードが全く利用されず、本来支払う必要のない経費を支払ったことについては、効率的な事務執行の理解が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、令和4年度以降は通信SIMカードを調達しないこととし、また、通信機器の導入に当たっては事前に利用計画の精査を行い、再発防止に努めることにより、組織が一体となって適正な事務執行に努める。</p> <p>2 変更契約を行っていなかったことについては、仕様書の確認が不十分であったことによるものであり、令和3年12月15日に変更契約を締結した。</p> <p>今後は、このようなことがないように、事前に契約書類の確認を十分に行うことにより再発防止に取り組み、組織が一体となって適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立松陽高等学校	令和4年8月17日（令和4年4月19日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 支出事務において、生理用品収納用箱等購入代1件、5,310円について、前渡金精算報告が3月を超えて遅れていた。</p> <p>2 契約事務において、生理用品収納用箱等購入代1件、5,310円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 支出事務については、複数の職員による確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、前渡金の受領、支払、精算報告のスケジュール管理をし、複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 契約事務については、複数の職員による確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、前渡金の受領、支</p>

			<p>払、精算報告のスケジュール管理をし、複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>神奈川県立菅高等学校</p>	<p>令和4年8月8日（令和4年4月21日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 契約事務において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、5名の生徒から貸与の申出があったことに対し、予備が9枚必要だとし、14枚を調達したところ、当該9枚については全く利用されないままであった。これにより、利用実績がない通信SIMカードについて、初期事務手数料9,900円及び令和4年1月分から同年3月分までの利用料89,157円、計99,057円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、予備分を含む需要の見込みを立てて通信SIMカードを調達することはやむを得ないものと考えていたことによるものである。 令和4年3月13日に利用中以外の通信SIMカードの契約を解約した。 今後は、このようなことのないよう、需要が発生した時点で速やかに通信SIMカードを調達することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>神奈川県立橋本高等学校</p>	<p>令和4年9月14日（令和4年4月28日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 1 支出事務において、令和3年11月分の通信SIMカードの通信料金72,336円について、支払期限までに支払を行っていなかった。その結果、滞納請求書の発行手数料として220円を支払っていた。 2 契約事務において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、貸与を希望する生徒の状況を改めて確認することなく、令和2年度の貸与実績に基づき再配当を受けた予算額の範囲内で調達可能であった68枚を令和3年9月に調達したところ、63枚については全く利用されないままとなっていて、同月30日にオンライン授業が終了したことに伴い同年10月29日に53枚を解約していたが、残りの10枚については、その後も契約を継続していた。また、貸与した5枚については、オンライン授業以</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、支払方法について振込用紙で支払うべきところ口座振替と勘違いしていたことと、支払手続に関する進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないよう、複数の職員による確認体制を取り進行管理表を作成することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、生徒の家庭のネットワーク環境の通信状況について事前確認を行うことなく、通信SIMカードを調達したことによるものであり、使用実績がないにもかかわらず契約を継続していた通信SIMカードについては、令和4年7月29日に解約した。 今後は、このようなことがないよう、所属内での情報共有、事前確認を行うことによ</p>

		外には使用実績がないにもかかわらず、その後も契約を継続していた。これらにより、貸与実績がない通信SIMカード63枚のうち、令和3年10月に解約した53枚については、初回登録手数料174,900円並びに同年9月分及び同年10月分の使用料337,825円、その後も契約を継続していた10枚については、初回登録手数料33,000円及び同年9月分から令和4年3月分までの使用料304,805円、貸与実績がある5枚については、令和3年10月分から令和4年3月分までの間の使用料144,627円、計995,157円を支払っていた。	り再発防止に取り組み、組織が一体となって適正な事務執行に努める。
神奈川県立相模原総合高等学校	令和4年7月11日（令和4年4月28日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、令和3年度県立学校人権教育校内研修会の講師謝礼（1名分30,000円）の支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、進捗管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、支払漏れがないかを複数の職員が定期的に確認することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立城山高等学校	令和4年8月17日（令和4年4月28日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、生徒からの申出に基づかずに、令和3年9月及び同年10月においては24枚、同年11月から令和4年3月までの間においては5枚が必要だとして調達したところ、貸与した通信SIMカードは2枚であり、令和3年9月及び同年10月は22枚、同年11月から令和4年3月までは3枚の通信SIMカードについては全く利用されないまま、オンライン授業の終了に伴い解約されていた。これにより、利用実績がない通信SIMカードについて、初回登録手数料72,600円及び令和3年9月分から令和4年3月分までの使用料287,683円、計360,283円	不適切事項については、生徒に対して家庭のネットワーク環境の通信状況について事前確認を行うことなく通信SIMカードを調達したことによるものである。 今後は、このようなことがないように、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためオンラインを活用した授業を行うことが必要とされた際には、生徒の家庭のネットワーク環境の通信状況について十分調査し、生徒からの申出がない場合には通信SIMカードの調達を行わないことを関係する職員に周知することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

		を支払っていた。	
神奈川県立相模原高等学校	令和4年8月31日（令和4年4月28日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、共架電線（共架する電柱3本）に係る教育財産の目的外使用許可（使用料3,960円）について、許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行状況確認票を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立相模原弥栄高等学校	令和4年9月2日（令和4年4月28日職員調査）	（不適切事項） 1 予算の執行において、消防用設備等保守点検業務契約（支出額184,874円）及び歯科検診用器材賃借料（4,290円）について、あらかじめ支出負担行為の決裁を受け、発注書を送付すべきところ、いずれもこれらの手続を行わずに業務を実施させていた。 2 歳計外現金事務において、日本語を母語としない生徒支援者謝礼金等に係る所得税及び復興特別所得税6件、14,053円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 予算の執行については、担当者の失念及び手続の誤認があったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、判断に迷う事案については担当者のみで判断せず必ず予算担当者に事前相談することをルールとすることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 歳計外現金事務については、担当者が支払確定処理を行う必要があることについて認識していなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、グループウェアに支払期限等を記載しグループ内でチェックを行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立上鶴間高等学校	令和4年7月12日（令和4年5月10日職員調査）	（不適切事項） 物品管理事務において、購入により取得したテレビ1点（価格49,280円）について、消耗品として取り扱うべきところ、備品として登録していた。	不適切事項については、物品管理事務についての認識が不十分であったことによるものであり、令和4年5月18日に備品としての登録を取り消した。 今後は、このようなことがないように、物品管理事務に係る規定や知識を共有するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。

<p>神奈川県立津久井浜高等学校</p>	<p>令和4年8月22日（令和4年3月25日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 財産管理事務において、共架電線等に係る教育財産の目的外使用許可について、誤って、別に許可している電話柱3本（使用料は免除）を含めた上で、使用料を免除せずに許可していた。これにより使用料1件、5,040円を過大に徴収していた。また、支線3本についての許可を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、管理する電話柱の確認が不十分であったことによるものであり、支線3本については、既に交付済みの許可書を業者から取り寄せ、錯誤した許可内容を追記訂正（支線と錯誤した電話柱3本は削除し、支線3本を追記）の上、令和4年4月13日に訂正後の許可書を改めて交付し、過大に徴収していた使用料については、令和4年4月22日に還付した。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>神奈川県立横須賀南高等学校</p>	<p>令和4年8月25日（令和4年5月11日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 契約事務において、新型コロナウイルス感染症の感染防止のためのオンライン授業の開始に伴い、家庭の通信環境が整わない生徒に対して貸与する通信SIMカードについて、30名の生徒から貸与の申出があったが、令和2年度と同程度の枚数が必要であるとして予備分30枚を含む60枚を調達したところ、予備分30枚については全く利用されないまま、オンライン授業の終了に伴い57枚を解約していた。また、残りの3枚については非常時の予備として令和4年6月まで契約を継続していたが、全く利用されていなかった。これらにより、利用実績がない通信SIMカードについて、初回登録手数料99,000円並びに令和3年9月分から令和4年3月分までの使用料356,895円、計455,895円を支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、職員間の情報共有及び進行管理が不十分であったことによるものであり、契約を継続していた3枚については、令和4年7月30日に契約を解除した。 今後は、このようなことがないように、予備として確保せず、貸与枚数が確定してから調達するよう調達方法を見直すとともに、契約内容や使用状況について職員間の情報共有と進行管理を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
<p>神奈川県立平塚農商高等学校</p>	<p>令和4年8月25日（令和4年5月10日職員調査）</p>	<p>（不適切事項） 契約事務において、昇降機保守点検業務委託契約（契約額1,782,000円）について、指名競争入札における入札者が1者のみであり入札が不成立となったため、別の競争者を指名するなどして新たな競争入札を行うべきところ、これを行わず、随</p>	<p>不適切事項については、指名競争入札が不成立となった場合の関係規定の認識不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、関係規定の理解の向上を図るとともに、複数の職員による確認を徹底することにより</p>

		意契約を行っていた。	再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立平塚湘風高等学校	令和4年8月18日(令和4年4月19日職員調査)	(不適切事項) 1 支出事務において、令和3年5月分プール用上下水道使用料1,509円の支払に当たり、口座振替指定日までの支出手続を行っていなかった。これにより、前渡金受領職員公共料金口座の残高不足が生じたため、上下水道使用料106,771円の口座振替が行われず、納期限である口座振替指定日より後に支払われることとなった。 2 歳計外現金事務において、外国につながるのある生徒への学習支援員に対する報償費等に係る所得税及び復興特別所得税1件、4,601円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 支出事務については、上下水道使用料の支払に当たり、プール使用分を合算しなかったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 歳計外現金事務については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表による複数職員での確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立深沢高等学校	令和4年9月8日(令和4年4月15日職員調査)	(不適切事項) 財産管理事務において、次のとおり誤りがあった。 1 共架電線に係る教育財産の目的外使用許可1件について、令和3年4月1日までに許可すべきところ、これを行わなかったため、許可がないまま共架電線が設置されていた。なお、その後、同年7月27日に翌月を始期とする許可を行っていた。 2 共架電線に係る教育財産の目的外使用許可1件について、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正に伴う使用料の改定に係る変更許可を令和3年4月1日までに行うべきところ、許可期間の開始日を遡って許可を行っていた。	不適切事項の財産管理事務については、次のとおり措置した。 1 目的外使用許可を行わないまま共架電線が設置されていたことについては、財産管理事務の運用規定などの認識が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、担当業務の日程を事務職員共有のスケジュール表に記載し、進行状況を把握すること、また複数の職員で確認する体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 許可期間の開始日を遡って許可を行っていたことについては、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、主任・副主任の相互の確認体制を整えることに

			より再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立藤沢西高等学校	令和4年6月23日（令和4年4月22日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、空調機器保守管理業務委託契約（契約額4,504,500円）について、最低制限価格を設ける場合には、その旨を公告事項とする必要があるにもかかわらず、これを行わないまま入札を執行し、最低制限価格未満の価格により入札した者を失格としていた。	不適切事項については、担当者の認識不足及び複数職員による確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、入札執行手続に対する理解の徹底を図り、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立藤沢清流高等学校	令和4年8月23日（令和4年5月19日職員調査）	（不適切事項） 1 収入事務において、令和2年度第1期分授業料1件、29,700円について、就学支援金から授業料に充当すべきところ、誤って保護者から徴収しており、還付処理を行うまでに誤徴収した日から1年を超える期間を要していた。 2 契約事務において、機械警備業務委託契約（契約額409,200円、契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）について、校舎耐震工事に伴い、警備対象範囲を変更していたにもかかわらず、契約を変更していなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 収入事務については、授業料徴収対象を整理する元資料の作成時に、就学支援金の支給認定結果からの転記誤りを複数名の目検だけでは検出できなかったことによるものである。授業料の徴収・充当は、誤った元資料どおりに手続が完了し、誤徴収の判明は、令和3年6月17日に別件で問合せ際の保護者からの申し出によるもので、返金は同年9月10日に完了した。 今後は、このようなことがないように、系統的にチェックする方法として、システムからの出力データを元に資料作成及び点検することとし、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 契約事務については、契約変更手続にかかる進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約及び契約変更がある場合の進行管理を適切にスケジュール管理することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立厚木高等学校	令和4年7月5日（令和4年4月14日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、教育財産の目的外使用許可の手続を行わないまま電話柱に共架電線が共架されているものがあった。これにより、令和3年度の	不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものであり、令和4年5月31日に使用許可を行い、徴収不足分については、令

		共架電線に係る使用料3件、3,960円が徴収不足であった。	和4年8月2日に収入した。 今後は、このようなことがないように、事業者に対して共架物に係る照会を実施するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努める。
神奈川県立厚木商業高等学校	令和4年8月5日（令和4年4月27日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、神奈川県立厚木商業高等学校物品運搬業務契約ほか1件（契約額計4,262,500円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づき検査調書を作成しなければならない場合に該当するにもかかわらず、これを作成していなかった。 2 物品管理事務において、工事により取得したデジタルパワーアンプ等備品3点（価格計1,463,000円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、検査調書を作成しなければならないという認識が不足していたことによるものである。 今後は、このようなことがないように、契約ごとに契約事務についての規定の確認を行い、執行伺いには根拠規定を添付することをルール化し適正な事務執行であるかの確認を複数の職員で行う。 2 物品管理事務については、工事に伴い備品を取得したことについて認識が不足していたものであり、取得した備品3点については令和4年6月9日に誤謬訂正した。 今後は、このようなことがないように、備品台帳への記録を適時適正に行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立厚木西高等学校	令和4年7月11日（令和4年4月27日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝礼に係る所得税及び復興特別所得税1件、4,949円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、事務室内の月間予定表に所得税等の支払予定日を表示して、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立大和東高等学校	令和4年6月16日（令和4年4月22日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝金に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,150円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、進行管理表についてはグループウェアにより複数の職員の予定を同時に反映させ、進行管理表の情報共有及び複数の

			職員による確認体制を強化することにより、適正な事務執行に努める。
神奈川県立中央農業高等学校	令和4年9月2日（令和4年4月22日職員調査）	（不適切事項） 財産管理事務において、共架電線14本に係る教育財産の目的外使用許可について、事業者が許可申請せずに設置していることを設置から10年以上経過した令和3年3月に認識したため、不当利得返還請求権に基づく使用許可前の期間に係る使用料相当額520,085円のうち220,989円について、事業者の消滅時効援用により徴収できなかった。	不適切事項については、管理する財産の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、管理する財産について複数の職員による定期的な確認を行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立綾瀬高等学校	令和4年6月28日（令和4年4月22日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、会議室エアコンの購入代1件、330,000円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律で定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、未決裁書類の管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、支払手続の期限について事務職員全員に周知するとともに、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立大井高等学校	令和4年7月19日（令和4年4月27日職員調査）	（不適切事項） 歳計外現金事務において、部活動インストラクター謝金等に係る所得税及び復興特別所得税2件、2,431円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行状況確認表を作成して進行管理を行い、出納員の確認を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立吉田島高等学校	令和4年7月5日（令和4年4月27日職員調査）	（不適切事項） 収入事務において、教育財産の目的外使用許可に係る使用料2件、6,600円について、調定が3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、進行管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立平塚盲学校	令和4年7月12日（令和4年5月10日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、学校給食調理場における定期検査に係る検査員謝礼金1件、10,000円の支払が履行確認後3月を超えて遅れていた。	不適切事項については、事業担当と執行担当双方の確認不足によるものである。 今後は、このようなことがないように、事業実施計画を確認の上、日程のカレンダーへの記載

			による執行スケジュールの視覚化などにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立横浜養護学校	令和4年8月22日（令和4年5月23日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>1 契約事務において、災害用浄水器保守点検業務委託1件、33,000円及び令和3年4月分から同年6月分までの新・転入職員に係る抗体検査及び予防接種料ほか3件（単価契約、支払額計501,600円）の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる履行確認に関する記録の作成等を行っていなかった。</p> <p>2 物品管理事務において、購入により取得したグロッケン及び文化琴（価格計136,950円）について、出納の通知や備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の出納及び管理に係る手続を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、次のとおり措置した。</p> <p>1 契約事務については、履行確認に関する記録の作成等を行う必要があることを担当者は了知していたものの、本件については失念していたこと及び複数職員による確認体制が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、契約事務に係る規定や知識を共有できるよう根拠規定の記載や添付を心掛け、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p> <p>2 物品管理事務については、物品担当者による備品に関する事務処理を失念したこと及び複数職員による確認体制も不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、物品管理事務に係る規定や知識を共有できるよう根拠規定の記載や添付を心掛け、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立金沢養護学校	令和4年6月28日（令和4年5月23日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>支出事務において、高等部B部門2年校外学習に係る入場料7件、10,500円について、予期できた経費であったため、資金前渡により支払うべきところ、職員が立て替えて支払っていた。</p>	<p>不適切事項については、資金前渡の依頼手続の失念及び所属内での情報共有が不十分であったことによるものである。</p> <p>今後は、このようなことがないように、資金前渡の手続について、所属内での連携を取りつつ、複数職員による確認を行うことにより再発防止に取り組み、適切な事務執行に努める。</p>
神奈川県立中原養護学校	令和4年5月26日（令和4年3月25日職員調査）	<p>（不適切事項）</p> <p>歳計外現金事務において、歯科保健指導の謝金に係る所得税及び復興特別所得税1件、54円について、法定納期限内に納付</p>	<p>不適切事項については、会計管理システムへの口座名義の誤入力について確認が不十分であったことによるものである。</p>

		を行っていなかった。	今後は、このようなことがないように、執行書類に振込先口座を確認できる資料を添付し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立麻生養護学校	令和4年8月23日（令和4年5月26日職員調査）	（不適切事項） 契約事務において、寝台用エレベータ定期点検保守業務委託契約（契約額976,800円）の締結に当たり、神奈川県財務規則運用通知に定める見積合せを省略できる要件に該当しないにもかかわらず、一者随意契約を行っていた。	不適切事項については、点検できる業者が一者のみであると判断し、複数の職員による確認も不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、神奈川県財務規則に定める契約手続の確認を徹底し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立鎌倉養護学校	令和4年8月2日（令和4年5月19日職員調査）	（不適切事項） 支出事務において、厨房機器点検清掃料ほか2件、372,350円について、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に定められている期限までに支払を行っていなかった。	不適切事項については、進捗管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、執行状況確認表を作成し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。
神奈川県立茅ヶ崎養護学校	令和4年7月5日（令和4年4月20日職員調査）	（不適切事項） 1 契約事務において、スクールバス運行業務委託契約3件（契約額計46,044,460円）の締結に当たり、履行遅滞に係る違約金の率及び賠償金等の徴収に係る遅延利息の率について、神奈川県財務規則第33条第1項に基づき定められた率である年2.5%とすべきところ、年2.6%としていた。 2 物品管理事務において、購入により取得した物置備品4点（価格計484,000円）について、備品台帳への記録など神奈川県財務規則に定める物品の管理に係る手続を行っていなかった。	不適切事項については、次のとおり措置した。 1 契約事務については、契約締結時の確認が不十分であったことによるものであり、令和4年10月27日に契約書を修正した。 今後は、このようなことがないように、契約締結時に利息の率の改正の有無に留意し、複数の職員による確認を徹底することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。 2 物品管理事務については、神奈川県財務規則の理解が不十分であったことによるものであり、令和4年11月4日に当該物置を会計管理システムの物品サブシステムに登録した。

			<p>今後は、このようなことがないように、同規則及び関連規定の理解の向上を図ることにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立座間養護学校	令和4年6月21日（令和4年4月22日職員調査）	<p>（不適切事項） 歳計外現金事務において、学校歯科保健指導謝金に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,428円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、進捗管理が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、共有の行事予定表に所得税納付日の予定を記載し、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立あおば支援学校	令和4年8月31日（令和4年5月24日職員調査）	<p>（不適切事項） 契約事務において、厨房用スチームコンベクションオープン修理代1件、44,000円の履行確認に当たり、神奈川県財務規則に基づく検査調書を作成していなかったにもかかわらず、この場合に同規則により必要とされる支出負担行為に係る伺いへの履行確認の月日の記載及び検査印の押印をしていなかった。</p>	<p>不適切事項については、担当者による失念及びチェック機能が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、担当者及び回議者による確認を徹底して行うことにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立相模原中央支援学校	令和4年8月31日（令和4年4月28日職員調査）	<p>（不適切事項） 歳計外現金事務において、給食調理場定期検査謝礼金に係る所得税及び復興特別所得税1件、1,800円について、法定納期限内に納付を行っていなかった。</p>	<p>不適切事項については、担当者が納付期限日に他の業務に忙殺され銀行の営業時間内に納付できず、所属としてのチェック体制も不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、事務室内に前月・当月・翌月の予定表を掲示した。これにより、職員同士の業務やサービスの状況を確認できるようになり、情報共有とチェック体制が強化された。また、講じた措置に基づき、再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>
神奈川県立えびな支援学校	令和4年9月9日（令和4年4月22日職員調査）	<p>（不適切事項） 契約事務において、一般廃棄物収集運搬委託契約（単価契約、38.5円／1kg、契約期間：令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の締結に当たり、契約日が令和3年4月13日であるにもかかわらず、契約の効力について遡及条項を設け</p>	<p>不適切事項については、契約書作成時の確認が不十分であったことによるものである。 今後は、このようなことがないように、複数の職員による確認体制を強化することにより再発防止に取り組み、適正な事務執行に努める。</p>

		ることなくその効力を遡及させていた。	
--	--	--------------------	--